

● 2007 年度予算案を審議する、京都府議会予算特別委員会の書面審査の概要をご紹介します。審議の映像は、京都府議会のホームページでご覧になれます。

目次

総務部	1
保健福祉部	6
知事直轄組織	15

2007 年予算特別委員会 **総務部** 書面審査 2007 年 2 月 15 日

質疑を行なった議員（発言順）

- 巽 昭(自民党、京丹後市・旧中・熊野) 地域力再生プロジェクト、医師確保
- 中小路健吾(民主党、長岡京市・大山崎町) 予算編成、税源移譲
- 新井 進(日本共産党、京都市北区)
- 角替 豊(公明党、京都市南区) 京都市域の予算
- 多賀 久雄(自民党、宮津市・与謝郡) 公債費、医師確保
- 村田 正治(自民党、宇治市・久御山町) 消防広域化
- 熊谷 哲(民主党、京都市右京区) 法人事業税超過課税、大学改革(法人化)
- 松尾 孝(日本共産党、京都市伏見区)
- 高屋 直志(自民党、南丹市・京丹波町) 自動車税、私学助成、緑化研究
- 前窪 義由紀(日本共産党、宇治市・久御山町)
- 山口 勝(公明党、京都市伏見区) 地震対策、ワンストップ・コールセンター
- 田中 英世(自民党、京丹後市・旧竹野) 公共事業費減

新井進(日本共産党、京都市北区)

税収増がなぜ府民の暮らしにまわらないのか。一方で、借金返済は前倒し

【新井】 経営改革プランとの関係で見たときに、平成 20 年度が約 500 億円の収支不足が見込まれ、そのなかで、「事業の集中と選択」で約 150 億円、「業務改革」なり「組織簡素化」で 250 億円程度、「積極的な増収策」で 100 億円以上、これで大体 500 億円確保するというふうになっている。それぞれの程度まですすんできているのか。当時このプランをつくったとき、平成 20 年度、府税収入と交付税額の見込みはどこに置いていたのか。

【経営改革プラン推進室長】 業務改革の推進で 250 億円の目標に対し約 150 億円程度の進捗をみている。中身は、給与費プログラムに基づき、職員定数の削減等々がある。「集中と選択」による施策の見直しでは、19 年度時点で約 100 億円と見込んでいる。「戦略的な自主財源の確保」は、歳入は、当然年度によって変動要素があるが、超過課税の導入とか産業廃棄物税の導入、府税の徴収率のアップで、現時点において、約 100 億円程度、トータル 400 億円程度の進捗だ。業務改革の推進で先ほど「150 億円程度」と言ったが、18 年度で 50 億円程度の取り組みがあるので、トータル、ここの部分については 200 億円だ。

【財政課長】 当時の税と交付税の見込みは、税はほぼ見込みどおり。「三位一体」で税源移譲される部分を総合的に見ると、税にはそれほどブレはないが、交付税の見込みはかなり下方のほうにずれている。500

億全部やったということで、それですべて構造的に解消されるというものではないのかなということで、引き続き 500 億円は最大の目標として、さらにそれを上回る効果を出していきたい。

【新井】 いまの「事業の集中と選択」並びに「業務改革」の関係では、300 億円という理解をすればいいのか。その関係で少し確認したいが、「17 年度で 250 億円の計画を断行した」と知事も言われたが、18 年度が 55 億円となっている。この合計と同じという意味か。

【経営改革プラン推進室長】施策の集中と選択の見直しは、18 年度が 54 億円、19 年度 46 億円、合計 100 億円。17 年度当初予算の編成を終えた後、この経営改革プランの目標として 500 億円の前倒し目標を設定して作成した。

【新井】 500 億円の財源をつくるということで、業務改革をやっているわけだが、もう一方では、税収が、16 年度が 2300 億円、いま 3360 億、400 億円分引いても、約 600 億円ほど増えている。改革を 400 億円ほどすすめたわけだが、さらに 19 年度で 200 億円の業務改革をやとなっている。そうすると、当初の計画は見込みどおりなるのか。もう一点、府債残高が 23 年をピークに、24 年から減少になっていくという説明だったが、経営改革のときのプランでは 25 年だった。2 年前倒しになっているのか。

【財政課長】公債費プログラムをつくったときは、「24 年度がピーク」で「25 から反転する」という言い方をしており、今回 1 年前倒しになったということ。

【新井】 それは違うのではないか。経営改革プランの 23 ページでは「25 年がピーク」で、「26 年から減少傾向に入る」、17 年につくったときに、それから 10 年後から減少に入るとなっている。2 年前倒しと理解したらまずいのか。

【財政課長】公債費プログラムをつくったときは、私も手元の資料を見ているが、24 年度がピークとなっている。

【新井】 経営改革プランについて効いている。

【経営改革プラン推進室長】委員指摘のとおり、経営改革プランをつくったときは「25 年度ピーク」としたが、その後公債費プログラムを策定し、1 年前倒しした。というふうに課長から答弁させていただいた。今回予算を発表したときに、もう一年前倒しになるということ。

【新井】 次々プランをつくるのは結構だが、経営改革プランは 17 年 3 月つくった。これに基づいて「新財政健全化指針」でやってきたわけだから、私はこれを元にして質問しているので、その後変えられ一年前倒しになったということだから、経営改革プランから言えば、2 年前倒しになるということですね。

【財政課長】指摘のとおり。

【新井】 プランに基づいて事務事業の見直し等がやられて、財政の立て直しで、職員のみなさんも、多くの府民のみなさんも、ある意味でいうとガマンをする、ということも含めて努力されている。もう一方で税収が増えてきているなかで、その税収がなぜいま府民の暮らしとの関係でまわってこないのか、という思いがある。財政健全化というなかで、最大問題に、この 2 年間借金返しの前倒しができたということがある。確かに退職手当債の増える要素がいまあるわけだが、もう一方で考えてほしいのは、住民の暮らしを守る、そこがきっちり確保された上で、運営されていくことが大事だと思う。例えば、今回、産休病休の代替職員の設置費が 3 分の 1 減らされる。その理由は「事務内容の精査」、それから、例えば中小企業団体中央会等への育成費も、毎年のように「対象補助事業の精査」をした結果だとして、ずっと減ってきている。団体の関係者から聞くと「もうギリギリ、もたない」という悲鳴の声があがっている。財政の建て直しというのは大きな課題だが、しかし同時にあくまでもそれは、住民の暮らしや、関係団体のところの事業をしっかりと支えていく財政と両立しないと、矛盾するわけで、その点はぜひ考えてほしい。もう一点は、「三位一体改革」の名によって交付税が次から次へと減らされていくなかで、全国知事会等がやっている、地方共有税にしてでも、地方特定財源だということと、調整機能を果たさせる、ここの取り組みをぜひ前向きにやっていただきたい。要望しておく。

府内部の仕事を「府民価値を生まない」というのは不適切

【新井】 アウトソーシングについて、今度、推進費が1億9100万円計上されており、これで庶務や経理をはじめとする内部事務の業務委託をするとなっていますが、との範囲で、との程度やられるのか。それから業務の委託相手方はどうなるのか。

【電子府庁推進室長】 範囲は、今回、総務事務の導入に伴い集約する旅費等々の事務、さらに経理、物品の関係を中心に、現在、アウトソーシングすべく、検討をすすめている。なお、委託業者は、他府県等でもさまざまな業者が受託されている実態も把握しているので、入札、さらに積極提案等を含め、公正な調達方法を、来年度早期に調達をはかっていきたい。

【新井】 一つ気になっていることがある。説明の中にある「府民価値を生まない」という表現。旅費の計算とか、府民価値を生まない仕事だ、こういう言い方でこの種のものが言われているが、不適切だと思う。確かに、組織というのは、直接的な府民へのサービスを行う部署もあれば、それを支えるような部署もある。それは当然、効率的にする意味で、私が府庁にいたときは庶務をしたこともあります。算盤で計算していたのがいまは電卓になって、いまはこうなって効率的になっていく、ということは当然あるわけですけども、その仕事そのものを、いわゆる「府民価値を生まない」というふうな見方をすれば、その仕事をいままでしてきた人たちは結局、「府民価値を生まない」仕事、「府民に役立たない仕事」をしていたのだ、となりかねない。そういう点では、ぜひとも、副知事もご存知だと思いますが、職員のなかでその仕事を位置づけるのは、不適切だと思うので、副知事から答えを聞きたい。もう一つは、庶務や経理に関係するものに、個人情報問題や、行政上守秘義務の伴う問題のチェックは全部されているのか。そのカバーはできるのか。

【総務部長】 「府民価値を生まない」というのは、これは何も、内部の仕事が意味がないというものではないし、内部の事務があつてこそ、仕事がまわっていくということは、言うまでもないことだ。ただここで強調したいのは、ともすれば、私たちの仕事が、中に、中に向いていたのではないかと、それを本当に府民目線にしていく、いままでもしてきたわけだが、それをさらにしていこうというような意味で、使っているわけなので、ご理解いただきたい。アウトソーシングに伴う個人情報とか、守秘義務の関係だが、これは当然で、契約でキチンとしていると理解している。

【新井】 府民目線で仕事をしていくというために、否定的にそのことを言う必要はない。従来の仕事の部分を。その点の言葉の使い方だと思う。いま言われたように組織の仕事も大事なわけで、その部分をより効率的にしていくという趣旨だということであればいいが、府民の価値を生まないという表現は今後、改めるべきだ。

労働者派遣事業などを目的とする京丹後市の「人材派遣会社」

-自治体が100%出資でつくるのは不適切

【新井】 京丹後市で、市が100%出資する人材派遣会社が設立され、4月から事業を開始されようとしているが、府がこの問題について、状況を掌握されているのか。もう一つは、この会社の事業目的に、労働者派遣事業、業務請負業、自動車リース業などがあげられているが、自治体が100%出資で、こういう事業をやることについて、適切と考えているのかどうか。

【地方課長】 設立がある程度市のほうで固まってきたときに、市のほうから状況の報告があつた。あの組織自体には、労働関係法上のさまざまな課題もあり、また、地公法上からもいろいろ問題が出てくることが考えられるために、状況を聞き、いろんな将来的な課題ということで、市と意見交換をした。現状では直ちに違法性があるということはないので、問題点をお互いに認識しながら、その後の判断ということで、市のほうですすすめられた事業だ。

【新井】 現実には相当問題点があるという認識は共通にすべきと思う。現に、このなかでいわれているように、労働者派遣事業についても、民間への派遣も検討するとか、紹介予定派遣を民間企業を対象に行

っていくとか、民間企業の社員教育もやっていくとか、こういう会社を 100%出資で自治体が設立すること自身が本当に適当なのか。自治体職員の事実上の身分の不安定化を招いていく、ということが自治体にとっていいのかという問題もある。これは慎重な運用になるように、ぜひ、京都府とも協議されているということだから、今後とも協議をつづけていただきたい。要望する。

松尾孝(日本共産党、京都市伏見区)

府立両大学の法人化は慎重に

【松尾】 なぜ法人化するのか、いままで本会議や委員会で議論されてきた。「運営が自由にできる」「迅速・機敏な運営ができる」「教育・研究費の資金調達ができる」など説明されてきたが、よくわからない。大学法人化という流れになっているときに、法人化先行という感じがするが、どうか。

【総務部長】 設置者である京都府と両大学と、第三者の方々に入っていただき、時間をかけて、「なぜ必要なのか」「どうしていくのか」と慎重な検討を多角的にした上で、法人化の方向を、設置者として出した。現在も、設置者と両大学で、ほかのまねでなく、京都ならではのものをつくっていかうということで、真剣にあり方について検討をすすめている。決して私どもは、「流れ」だけですすすめているわけではない。端的に申し上げて、知事がいつも一つの例で言っているわけだが、大学の教授の任命は知事だが、知事はその方をまったく知らない。形式的任命権になっている。法人化になると、理事長が法人として責任をもって教授を任命する、非常にわかりやすい形に、責任を持つ形になると思う。これは一例だが、法人化は、非常にいいと思っている。

【松尾】 教授の任免、人事の問題は、知事が任命するといっても、大学から意向が伝えられて知事が任命してきたわけで、それをもって法人化の大きな理由の一つにはならないと思う。予算の単年度主義とか、契約とか、いろいろ合理的にやれるとの話もあるが、議会の議決を経て、出資金がいき、運営交付金がいくわけだから、まったくのフリーという話ではない。そういう点からも、大学が教育研究をしっかりとやり、あるいは地域貢献の活動ができるか、という点から、いまの体制で考えていくかという話なので、私はそうしなくてもできると思う。

先ほど、新井議員も指摘した、経営改革プランのなかで、250 億の中には、大学の法人化等によって効率化がはかれる見込み金額も入っているのか。

【経営改革プラン室推進長】 経営改革プランのなかには、業務改革で、公立大学の独立行政法人も項目として入っているが、これを策定した当時、この項目でいくらかをあらかじめ目標を設定したものではない。

【松尾】 審議、質疑の中などでは、基本的には、独法化にしていくと答弁されており、大学法人化も明確に、プランの中には書かれているわけで、そういうことも含んでいるのかと理解しているわけで、そういうところから、それは大いにありと言わざるを得ません。むしろ、法人化先にありで、教職員のみなさん、関係者のみなさんが、しっかり納得できないまますすめられています。総務部長が 6 年もかけてやってきたから、十分理解も得ている、その上ですすすめている、という話ですが、実態はそうではない。拙速に過ぎてはいけない。来年 4 月には法人化に踏み切るということですから、慎重に対処をしていく必要があるのではないかと思います。

ずばり申し上げれば、小泉構造改革の「官から民へ」という流れの、そのなかのことだと思います。2003 年に自治法が改正されて、指定管理が導入される、あるいは 05 年に独立行政法人法ができて、公立大学法人となっているわけで、「もっと早くからやっている」といわれるかも知れないが、拙速にならないように慎重にやっていただきたいと要望しておきたい。

法人化によって問題が出てくるのではないと思うが、そういう点からいくつかお聞します。一番気になるのは、医大附属病院でサービス低下をもたらすことが起こりはしないか、絶対あってはならないが、学長もお見えなので、お聞かせください。

【府立医科大学学長】 委員ご指摘のように、決して府民のサービスが低下することはいけないと思ってるので、私たちは、いまよりもプラスして、サービス、医療の質あるいは研究、資金を得るために、先ほど申し上げたようなことを考えているわけで、私自身は新年の年頭の挨拶から、「決してサービス及び医療の質の低下はしない形ですすめよう」と申し上げているし、私たち 1400 名のメンバーはみな、そう理解していただいていると思っている。

【松尾】 いままで外部監査の指摘等もあり、医業も聖域ではないと、5%の定数削減等もすすんできており、公立大学法人の先行事例などを見ると、かなりリストラ、合理化がすすんでいる。ある病院では、独立採算の検討をするところもあり、看護師が不足してなかなか、それがカバーできなくて、現に支障を来たし、サービス低下につながっているという事態もある。そういうことは絶対起こしてはならない。厳しく求めておきたい。府立大学の方もお見えですが、研究条件が悪化するようなことはあってはならないし、まして任期制の導入ということで、不確定な身分で、仕事が増えて、時間がとれないという関係者も出ており、学費値上げにつながるようなことが絶対ないようにしていただきたい。「府として責任をもって必要な出資をする」とは言っておられるが、これも強く求めておきたい。

医師確保対策とガン対策について

【松尾】 医師派遣の問題、先ほど多賀委員からも質問され、学長から、「30 人の確保が 4 月 1 日にできてスタートする。325 人、医師、病院数で 21 人」と言われたようですが、派遣のトータルの数で、間違いでないか。30 人、文字通りプラスになるのか。いままで派遣と言われている数字のなかに、入れ替えとか交替とかがあるのか。まるまる 30 プラスで、325 中、現に 295 人おられるということで、プラス、マイナスはあるのか、ないのか。北部への医師派遣、医師の不足対策がとりわけ重視されているわけですが、その辺の状況はどうか。

【府立医科大学事務局長】 学長が申し上げた 300 何がしの数は、府立医科大学の医局を通じて、府内の各病院に派遣している現状の数字です。委員もご案内のとおり、北部の医師不足対策をはじめとして起こっている現象は、いまの現状は確保できない、抜けていく、いまの診療体制を確保できないところに、大きな問題点があり、まずここからしっかりと埋めていこう、ということでスタートしている。

【松尾】 医療対策協議会の資料では、53 名の派遣をお願いしたいという医師の数、内科 13、産科 8 などが大きな数だが、緊急に病院あるいは診療科が成り立たない状況がないような配置、そこに応えるということで、ぜひ、お願いをしておきたい。医局を通じて府内病院に派遣されている数と言われたが、資料で地域別に、どの方面にどれくらいということがわかる、資料としていただきたいので、委員長にお願いしておく。

ガン対策の問題で、「ぜひ医大の中で病床を設けたい」と、かねがね言っておられるが、今回出されている対策のなかにはない。医大病院として、今後なお、努力していただきたいと思うが、どうお考えか。

【府立医科大学学長】 現在の予算の中には入っていないが、都道府県基幹診療拠点病院に、京都府立医科大学が指定され、その要件のなかに、緩和医療を充実すると入っている。ただ、大学だけで緩和医療をしても、京都府の緩和医療が充実するわけではないので、緩和医療にタッチする医療従事者を教育する、というのが、私たち大学の使命だろうと思う。そのためには、緩和病棟が確かに必要で、ぜひとも皆様方のご協力をいただいて、25 床ほどの病棟でいいと思っているが、これは特殊な形の設備が必要で、病院の北側の土地などが確保できないと、いま建蔽率がアウトでこれ以上、府立医科大学の敷地内で物を増やすことはできない状況で、土地が少しでも広がらない限り、むつかしいという状況で、今回の予算では、とても無理。土地の購入から入らないといけない、というような状況で、独立法人化すると、私たちも京都府のご協力もいただきながら、がんばりたいという思いがある。緩和医療などは政策医療の一つだと私は理解しており、独法化しても、委員ご指摘のように、京都府のご協力をいただき、京都府全体の緩和医療が確立しなければ、府立医科大学だけでしてもいけない、各医療圏に一つくらいずつ緩和医療ができる病棟が

なければ、京都府民全員に緩和医療が浸透することができないだろうという思いがある。私たちの大学で緩和する医師、看護師等々を教育するための病棟ということで、府立医科大学で全員を面倒見ることはできないので、ご理解いただきたい。

【松尾】 よくわかりました。大変熱い思いを縷々述べていただきました。ぜひ実現の方向に向かって引き続きお願いしたい。府としても、まさに政策医療、その重要な課題として、取り組みを強めていただきたい。

前窪義由紀(日本共産党、宇治市・久御山町)

未来づくり交付金の「地域力再生推進」枠について

【前窪】 未来づくり交付金について、来年度の予算で地域力再生推進枠、あるいは行政改革財政健全化支援対策枠ということで枠を設けられた。その他、来年度の事業の削減項目を見たら、府民運動推進費 800 万円、高齢者地域活性化事業費 1 0 0 0 万円、河川愛護推進委員設置費 225 万円、豊かな心を育てる教育推進費 200 万円等々、これを未来づくり交付金に置き換えるということになっている。これが三億円の中に入っているとすれば、これは単に置き換えたものであって、市町村の未来づくりを支援していくという主旨からすると、そういうところに全部入れて行くというのはどうかと思うが、どうか。

【総務部長】 一部に今までの事業を未来づくりで見られるんじゃないかというものはあるが、先ほど言われたような、何百万というのとまったく桁の違う額を増やしており、市町村に不自由をかけることは全くないと思っている。

【前窪】 未来づくり交付金に今までの事業を置き換えるということは、市町村に枠をかけた交付金という形になっていくと思うので、そういう意味からは、主旨に反すると思うので、十分検討してください。それも含めて、16 年度 17 年度の交付実績の資料を提出してほしい。

【総務部長】 正副委員長と協議する。

2007 年予算特別委員会 保健福祉部 書面審査 2007 年 2 月 16 日

質疑を行なった議員（発言順）

中小路健吾（民主党、長岡京市・大山崎町）

山内よし子（日本共産党、京都市南区）

山口勝（公明党、京都市伏見区）

高山寛（自民党、京都市東山区）

村田正治（自民党、宇治市・久御山町）

北岡千はる（民主党、京都市左京区）

久守一敏（日本共産党、京都市伏見区）

巽昭（自民党、京丹後市）

熊谷哲（民主党、京都市右京区）

高屋直志（自民党、南丹市・京丹波町）

伝法和平（自民党、相楽郡）

松尾孝（日本共産党、京都市伏見区）

多賀寛志（自民党、宮津市・与謝郡）

渡辺邦子（自民党、京都市伏見区）

● 保健福祉部の審議の内、日本共産党委員の質疑等の大要をご紹介します。

山内よし子（日本共産党、京都市南区）

子どもの医療費助成 通院治療費の償還払い改善を

【山内】 子育て支援医療助成は、多くのおかあさん方の願いに答えるもの。一步前進と評価したい。この四年間の実績だが、三歳以上児で、医療機関を受診した子どもの内、これまで何%が対象となっていたか。3000 円に控除額を引き下げることにより、対象者がどのくらい増えるのか。

【保健福祉部長】 子育て支援医療費でございますけれども、通院部分につきまして、私ども今やっておりますなかで、だいたい年 18000 件程度の給付がございます。今回、8000 円から 3000 円に引き下げることによりまして、本会議でも知事からお伝え申し上げましたとおり、概ね 3 倍から 4 倍程度になるのではないかと考えております。府の基礎でございますけれども、8000 円を超える部分、3000 円を超える部分、抽出でございますけれども、レセプトを抽出いたしましてこの件数を数えましたところ、概ね 3 倍から 4 倍、変動もございますので、多少ズレがあるかもしれませんがその辺になると見込んでおります。

【山内】 18000 件の給付があったということで、それが 3～4 倍になるということで、おおいに拡充ができると思います。この 3000 円の控除額、多くの市町村では無料にしていますから、ぜひともこの控除額をさらに引き下げていただきたいというふうに思います。

それともう 1 点が委任払いの実現ですが、70 歳未満の入院患者の高額療養費制度が今年の 4 月から実施をされて、委任払いが実施をされるということですので、ぜひ、本府の子どもの医療助成制度においても償還払いから委任払いにしてほしいというのが府民の願いなのですが、委任払いをぜひ実現をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【保健福祉部長】 現在のシステムは複数の医療機関を受診されても月 8000 円までと、複数の医療機関 3 か所 4 か所になる場合もございますし、そういったなかで月額上限管理をすると、そういう技術面の問題がございますので、なかなか現時点では難しいかなと考えております。

【山内】 自立支援医療のところでは自己負担上限額管理表というような、こういったものが配布をされていて、そこに医療機関が自己負担額と、それから月間の自己負担額の累積額というのを書いて、それでずっと累計をしていって、例えば、上限額が 5000 円なら 5000 円までは自己負担で払うと、それを過ぎればもう負担はなしというような、自立支援医療のところではやっておりますから、これはできない話ではないと思いますので、研究と検討をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【保健福祉部長】 非常に技術的に難しい問題がございます。一方でそういう管理をするための各医療機関における事務量の問題、そういったものも含めて総合的な立場から検討はして参りたいと思います。

【山内】 経済的な負担と同時に精神的な負担を軽減するということがありましたが、子どもが病気にかかったときに、とりあえず、いくらかかるのかわからない、いくらお金を持っていけばいいのかわからない状態から、3000 円の自己負担額の上限が設定されることで、委任払いが実現すれば、とりあえず 3000 円あれば安心だというふうな安心感につながると思いますので委任払いをぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

国保料の資格証明書発行問題 医療費助成制度の対象世帯は対象外に

もう 1 点ですが、2005 年の 2 月 15 日に厚生労働省が通知をだしています。国保料の収納対策緊急プランの考え方と策定方法という通知を出しておられますが、この通知は京都府としては各市町村におろされたんでしょうか。

【保健福祉部長】 市町村に周知をいたしました。

【山内】 昨年の決算委員会で、わが党の加味根議員も質問いたしましたけれども、この解説ですね、解説が詳しく載っておりまして、この解説のなかには、資格証明書の発行基準を定めるとともに、その基準

が機械的にならないようにということを求めている、また乳幼児の医療助成費の上乗せ式をしている地域では、対象となる乳幼児が含まれる世帯を資格証明書の対象外とすることを検討すべきであるというふうにしているんですね。昨年の決算委員会で質問したところ、ご存じないということだったのですけれども、多分、もうお読みになったと思いますけれども、この通知をいかして、ぜひとも助成制度の対象世帯については資格証明書の対象外とするように市町村を指導し、協議をするべきだと考えますがいかがでしょうか

【保健福祉部長】 資格証明書の問題でございますが、資格証明書につきましては、長期間に渡り滞納され、滞納の相談の呼び出しに応じられない、あるいは資力があるにもかかわらず納付がされない、そういった場合の最終的な手立てとして各市町村で運用されているというふうに考えています。一方で、今、通知というお話でございますが、私ども、それは「国保実務」、ひとつの雑誌でございまして通知ではございません。そこに記載されておる内容につきましては、私ども厚労省に確認をいたしました、厚生労働省としての公式な見解ではないというふうに確認をいたしております。

【山内】 正式な確認ではないとしても、厚労省の国保課の課長補佐の土佐和男さんという方が出しておられる、いわゆる考え方、例示でございますので、そういう点ではそれを多いに活用して命を守るために市町村と協力をすべきだと思うのです。

この例示のなかには、例えば、破産をされた方々は、私たちも本当に困ってしまうんですが、公租公課の部分では免責対象外となりますから、破産をしても多額の国保料が残ってしまったり、税が残ってしまったりして、いろいろ困るんですが、そういう場合も、新しい生活を始める、その生活支援に重点を置いて考えるならば、欠損処理ということも考えられる、というようなことまで書かれておりまして、私はこれはぜひ、多いにこの通知でないのであれば例示というふうに言ったらいいんでしょうか、その例示を示していただいて、こういうことを厚労省は、正式にはないかもしれないけれども課長補佐の名前で出しておられるんですから、多いに活用していただきたいと思ひますし、助成対象となる子どものいる世帯について資格証明書の発行対象から除外するように検討すべきだと考えますがいかがでしょうか。

【保健福祉部長】 繰り返しになりますが、公式見解ではないと。各都道府県からも厚生労働省に相当問い合わせがあったようでございます。各都道府県も、公式見解でないものをそういうふうに書かれたことについて、私どもとして遺憾だというふうに申し上げております。で、現実に地方単独事業、私ども乳幼児医療等含めまして、所得によりまして国保の補助金等につきまして削減がされる措置がございまして、そのことを変えないで、一方で雑誌のなかで書かれるということについて矛盾があるのではないかと思っております。いずれにしても資格証明書につきましては、納付相談に応じられない、資力があるにもかかわらず納付されない、そういった場合の滞納の最後の手段として運用されているものでございます。以上でございます。

【山内】 滞納者から保険証を取りあげることを機械的におこなってはいけないと思いますが、そのところでは部長のお考えはいかがでしょうか

【保健福祉部長】 先ほど申し上げましたように、私ども、一律機械的に資格証明書を交付されるのではなく、長期間に渡り滞納されており、納付の相談に応じられない、あるいは資力があるにもかかわらず納付されない、そういった場合に各市町村において最終的な手立てとして資格証明書が交付をされているというふうに考えておりますし、また私どもも各市町村に対して、そういった立場で運用するように助言を行っているところでございます。

【山内】 機械的にならないようにということの例示がここに、厚労省の例示のなかを示されているというふうに思います。今、機械的ではないとおっしゃいましたが、実際には、1年以上滞納したら資格証明書になって、滞納額が2分の1にならなければ、いくら納付相談をしても納付制約をしても保険証が発行されないというような実態もあります。

先日も行きましたが、3年間保険料を納めていなかったんですね。失業をされていて収入がなかったと

いうことで、申告をすることによって国保料が減額されましたけれども、それでも3年間で67000円くらいの国保料を払わないといけない、ところが、それがやっぱり払えない。3000円ずつなら払えるというふうに約束をしても、滞納分については3000円のうち1000円しか回せないの、そうすると1年以上納めていただいても保険証は渡せないというふうに言われるような、そういう実態もあるわけですね。そういう点で、ぜひ、そういうことのないように市町村と協議をしていただきたいと思います。

児童虐待対策、児童相談所の体制について

【山内】 児童虐待対策、児童相談所の体制について伺います。これまで私たちは何度も児童虐待防止にかかわる体制が不十分であるということを指摘をして体制の強化を求めて参りました。今回の予算案では体制強化のための予算がつけられており、評価をしたいと思いますが、数点にわたってうかがいます。

第1にスーパーバイザーの養成と配置についてです。検証委員会の報告書のなかにも児童福祉士の教育訓練、指導にあたるスーパーバイザーの配置が課題だ、特に課題だと提言の中でもおっしゃってられますが、現在、相談判定課長兼務のままで、しかも3名というような状況です。厚労省の指針からすれば最低5名スーパーバイザーが必要だというふうに思うのですが、これはぜひ配置する必要があるが、いかがでしょうか。

【保健福祉部長】 スーパーバイザーについてはですね、全体のケースを把握をしながら個々の状況に応じて、各担当の児相についての業務を管理し助言をし全体として進行管理をする、そういった役割を担うものとして私どもは位置づけておりまして、それは職として相談判定課長ということで配置をいたしております。ただ、そういった経験豊かな全体を見渡せる職員を配置していくことは重要でございますので、私ども人事異動をつうじて、あるいは個々の職員の資質向上を通じて、そういった職員を引き続き配置できるように頑張って参りたいと考えております。

【山内】 厚労省の指針からすれば最低5名必要ということですし、検証委員会の提言のなかにも中長期的な人事構想のもととくに配慮を要すると書かれていますので今後とも検討をお願いしたいというふうに思います。

家庭支援総合センターについて

【山内】 次に家庭支援総合センターについてですが、今回児童相談所が家庭児童総合センターに統合されるということですがけれども、これまでにも問題にしてきましたけれども、なぜ京都の児童相談所を管轄区域である乙訓、口丹地域に移転せずに東山に置くのか、洛東病院跡地に移転しなければならない理由が全く納得ができませんがいかがでしょうか。

【保健福祉部長】 家庭支援総合センターにつきましては家庭問題が非常に多様化複雑化するなかで、家庭をめぐる、児童虐待をはじめとする児童相談所、婦人相談所、あるいは障害者の更正相談所、母子自立支援施設、そういうものを総合的に整備することによりまして家庭問題に対して総合的に対応する、そういった観点から整備をするものでございます。また今回そういったなかで婦人相談所等については京都市域も含めて、所管をしております。そういったなかで京都市に配置するものでございます。さらに交通の至便の問題でございますけれども、現在の京都児童相談所は地下鉄、あるいはバスで利用されますけれども、駅から遠いという位置にございますが、今回の予定をしております洛東病院跡地につきましては、バス停から降りてすぐというようなことで、かえって交通の至便というものは確保できるのではないかと考えています。

【山内】 乗り継いでバスに乗らなければいけないという点では非常に不便だと思います。京都児相が管轄する自治体の担当者からお話をうかがったんですね。今回の予算でこうなりましたとご報告もさせていただいたんですが、保健所に専門の職員を置いていただいて、それは非常に嬉しいけれども、やはり一番困るのが児童相談所が遠いということだ。晩の8時9時に電話しても残業で担当者は残っておられるけれ

ども、緊急の一時保護をお願いしようと思っても、京都市内からだ随分と時間がかかると。それから、その日の夕方に会議をしなければならないと思っても、それが困難だと。すぐに担当者と連絡をとって家庭訪問しなければならないケースもある、権限のある児童相談所を管内に設置して欲しいと切実に訴えられました。時間がないので、これはぜひ検討していただきたい、と要望して終わります。

前窪義由紀（日本共産党、宇治市・久御山町）

視力障害者のガイドヘルパーの要請問題

【前窪】 視覚障害者のガイドヘルパーの問題について伺います。先の代表質問で、知事は 1200 人のガイドヘルパーがおられると答弁されたが、その根拠についてお答えください。また、サービスが円滑にできる体制の確立に向け適切に対応すると答えられたが、その中身について伺います。

【障害者支援室長】 ガイドヘルパーの養成は従来の補助事業で行なってきた研修の中で、合計 2108 人、これは京都府の障害者基本計画の中では目標数値として 1300 人を設定していたが、それを超えた 2108 人を養成したということで知事が答弁で申し上げた。

【保健福祉部長】 養成というのは、視覚障害者、全身性障害者、知的障害者それぞれのガイドヘルパーということで、視覚障害者については平成 10 年度から今日まで約 1200 人を養成したと知事が答弁をした。今後の対応だが、こういった形で養成した方々を、市町村あるいは関係団体、名簿の提供あるいは活躍していただく場面をコーディネートなどが正直、十分できていなかったというところもあるので、せっかく登録をして頑張っている方々と言っている方々と市町村、あるいは団体等をつないでいきたい。そのことによって積極的に活動していただけるような環境を作り上げていきたいと考えている。

【前窪】 登録への支援は直ちに実行に移してほしい。これは要望しておきます。それから、現在、対象者から要請を受けて派遣をしているその中心を担っているのは京都府の視覚障害者協会さんですが、現在、ピーク時の登録人数は 6 割程度になっているということで、200 人程度だとお聞きした。知事の答弁では 1200 人おられると言ったけれども、実際は実動されている方がそうっていないというのが問題だと思う。やはり講座を受けた方が全部、実動部隊になるということにはなりませんし、高齢の方もおられる、あるいは選択などもある。こういう状況があって 200 人程度にとどまっていると思う。南丹から以南の派遣事業を受けているのが視覚障害者協会さんだが、絶対的にも足りないと思うので、ぜひ講座の再開、もしくは指定事業者に指定していただいて、自主的に養成講座ができるように、そういった改善も必要になると思うが、その辺のお考えはどうか。

【保健福祉部長】 視覚障害者協会に登録されている方が 200 名程度というのは把握している。ただ、それ以外に市町村等で個別に活動されている方もおられるので、1200 人のうちの 200 人だけということではありませんので、その点についてご理解いただきたい。一方で研修ですが、国の制度が変わり、従来はガイドヘルパーとして視覚障害の方へサービスを提供する方も含めて全身性障害、知的障害、視覚障害この方々のガイドヘルパー養成研修として体系が組まれていたが、今回、重度訪問介護と高度援護のヘルパーは養成するけれども、移動介護についてはヘルパーの資格要件がないということで、研修制度としてはなくなったという状況がある。こういった中でどういった研修をしていくのかということは制度的には非常に難しいというのが現在の状況です。私どもとしては、これまで養成してきた方々がしっかりと活動してもらえるような支援をするとともに、そういったなかで研修というか、講習会とか研修会が必要かどうか見極めていきたい。

【前窪】 市町村で登録してもらって活動されている方は、北部、中北部、南部とにわけてどの程度ですか。

【保健福祉部長】 資料を持ち合わせていません。

【前窪】 後ほど資料で提出をお願いします。

もうひとつ、支援費制度になって報酬単価が非常に低くなっているということで、半額以下になっているということで、施設側の、つまり視覚障害者協会などの持ち出しが大変多くなっている。あるいは、場合によってはガイドヘルパーさんの負担に随分なっているというところが問題だと思う。知事は答弁で、「ほとんどの市町村が無料にしたり、軽減したりして支援している状態だ」と答弁されましたが、そういう事態になっているのであれば、府としての支援策を考えるべきだと思う。これについてお答えください。

【保健福祉部長】 今回の法制度の改革により、そういったガイドヘルパーの活動等も含め地域計画支援事業という総合的な補助金の枠で、各市町村で創意工夫を凝らしながらやっていただくということになってきた。全国で、今年度でだいたい 400 億の枠の中で、京都府としても精一杯確保してまいり、各市町村で工夫してやってもらうということにしている。ただ、各市町村の要望する額と、今年は初年度ということもあり、内示をもらう額と少し開きがあります。そういったものを確保できるように国に対して強く要望して行きたいと思っている。

【前窪】 総合的な補助になったということで、市町村の、いわば地域に見合った、あるいは障害を持つ方々に見合った独自の支援をしているところというのは補助が非常に窮屈になるという事態になっている。市町村もかなり負担が増えている。事業者も増えている。視覚障害者の方々そのものも増えている。非常に使いづらい状況があるということを認識してもらって的確な支援策をしてもらいたい。最後にもう一度答弁願います。

【保健福祉部長】 総合補助金ですので、各市町村がいろいろと工夫をしどこに重点を置くのか、そういったところに裁量は大きい。そういった部分も十分に工夫をしてもらいながら、私どもとしては国庫補助金の確保に向けて全力をあげていきたい。それから、先ほどの資料については正副委員長と相談して対応していただきます。

【前窪】 府としての支援策もぜひ、国に改善を要請すると同時に検討していただきたいということを求めて終わります。

久守一敏（日本共産党、京都市伏見区）

自立支援法 利用者の負担軽減措置について

【久守】 自立支援制度が発足して障害者負担はどのようなになったのか。

【保健福祉部長】 総体として把握することは困難であり、把握していない。

【久守】 府の助成制度の効果を検証できるのか

【保健福祉部長】 制度の実施中ですし、年度途中なので、市町村から個々に意見、効果を聞いているが、それをまとめるのは先になる。障害者の自立に妨げがあってはならないと軽減措置を講じ、その事により、利用者が少しでも利用してもらえ環境が整備できたものとする。

【久守】 厚労省の調査では、4000 人が全国では利用を控えたとあるが、府ではどうか。

【保健福祉部長】 府内では 33 人が利用を控えたが、全体としての利用者を見ると若干だが増えている。

【久守】 退所者は

【保健福祉部長】 33 人が退所あるいは、利用を控えた

【久守】 少なくない方が負担が大きく、制限をしてきている。知事も国の制度そのものに欠陥がある、上限を決め府の制度を実施していると繰り返し答弁している。制度そのものの組み立てが、利用者の負担がどうなっているかわからない、果たす役割の数値を検討中ということであれば、組み立てそのものを考えないと行けない。

現在 33 名が控え、全体では増えているというが、これらの人たちへの支援のために来年度予算で 2 億 2 千万、今年度 3 億 5 千万計上されている。国も今の制度が欠陥があり一部手直しをし、来年度上限を決め

負担額を決める制度を導入をするが、そのため、府の負担そのものは1億2千万円ほど減る。この分も含め、次年度の考え方、負担の更なる軽減について検討したのか。

【保健福祉部長】 評価はできないとは聞いていない。まとめて全体として分析。私ども全国トップクラスの措置で利用者の人々が少しでも利用しやすい条件整備ができたと思っている。

予算だが、昨年12月に3年間で1200億円の措置を講じ利用者負担の更なる軽減措置を取るということで、予算組が大きく変わり比較は簡単にできないが、障害者自立支援費として19年度は69億、昨年6月補正後は41億であり、義務負担分も含め、28億円増加。大都市特例の分を差し引いても今回3億円軽減措置が増加。全体として軽減措置について大きく予算が増加し、利用者にとっても利用しやすい環境がいつそう整備されたと考える。

【久守】 障害者福祉サービス等利用事業だが、予算が前年度比較で1億2千万減額されている。これをどう使うかだ。今、障害者の負担軽減について一定の成果があると府見ている訳だが、障害者の負担を少しでも減らすことが府としては必要だ。33人が、退所し、利用を控えている。もともと、9割の人が措置の時代むりょうだった。今、滞納者が増えているとも聞く。ここは、積極的に進める方向で検討するよう要望しておく。

施設支援について

【久守】 施設運営が大変ということで、貸付制度を出されているが、つなぎ資金制度と聞いている。日割り制度の問題、実務が大変ということだが、収入そのものが減り、貸付を受けても返還が大変。5年間の返還だが、返せるのかどうか。もっと根本的な制度そのものに対する支援が必要ではないか。

【保健福祉部長】 先ほど減額したといわれたが、予算全体を見ていただければ、大幅に増額していると理解していただけると思う。

経営の問題だが、全国でも数少ない、京都だけだと思うが、貸付制度、利子補給、経営相談で精一杯の支援を行なっている。その中で、国も自立支援報酬について一部手直しをしているし、私どもこれから実態も十分にお聞きし把握しながら、国に対し強く申し述べたい。

【久守】 全体の話をしているのではなく、減額措置の問題について話しているのであり、交付金や制度の枠組みそのものが変わったということで、それを評価できるかどうかはまだわからない状況だ。国に施設の問題でも者を行っていると言われたが、施設の中でも共同で作っている作業所は、その制度に入るのか。

【保健福祉部長】 法定外の共同作業所は、従来からトップ水準の助成をしている。共同作業所は地域で大きな役割を果たしている。制度の枠組みが変わるので、どうするかは議論が必要。引き続きトップ水準の支援を行ないたい。

【久守】 無認可の施設に対応できるのか。

【保健福祉部長】 今回の融資は、自立支援法施行に伴い、法律上の施設について、旧体系のままで行かれる場合、新体制移行までの支援で、共同作業所は対象外。

【久守】 共同作業所の人々は苦勞していて、閉鎖も仕方ないかなとの声も聞こえる。どう考える。

【保健福祉部長】 閉鎖も仕方ないとの声は聞いていない。運営助成、職員の健診助成などを講じながら職員の精一杯の支援を行なっているところ。

【久守】 全国トップクラスの支援を。

リハビリ医療の日数制限について

【久守】 リハビリ医療だが、厚労省は日数制限などを行なったが、この問題でも医療保険、介護保険におけるリハビリ施設等の見直し及び効果についてという通知が出されたと聞くが、承知されているか。

【保健福祉部長】 通知を受け、関係機関に周知を図った。

【久守】 通知は、住民のみなさんの声に対し、自分たちの決めたものを変更せざるを得なくなったもの。医療の状況、個性によってリハビリの期間は決まるもの。この問題は、それぞれの症状に合わせたリハビリ体制を取っていく必要がある。府としてどう考えるか。合わせて、日数制限の問題を含めて、日常生活の維持、管理、回復期リハなど、全体としてどうすすめるようとしているのか。

府は、この間リハを重視している、洛東病院の問題の時も重視していると言っていたが、日数を制限することは相反する。府民の命と健康を守るリハビリをどう進め、国との関係でどうするのかを聞きたい。

【保健福祉部長】 国の対応と府の対応を別に話す。診療報酬問題は、府も国に対し、患者の視点から見てわかりやすく、実態に見合ったものとなるよう、実態調査をふまえた措置を講じるよう要望し、私自身国の担当者にリハの実態について意見を申ししてきた。国では来年度の診療報酬改定に向け現在調査をし、近々公表されると聞いているが、そうした中で必要な対応をしていただけるよう要望していきたい。

また府としては、病院の急性期、回復期、維持期の一連の流れの中でリハを適切に提供していくことが重要と考え、この間府立医科大学に地域リハビリテーション支援センターを設置し地域におけるリハを円滑に行くよう、市町村関係職員、介護保険施設関係職員、医療施設職員の研修を実施するなど精一杯の取り組みをした。

【久守】 国に要望しているということで引き続きお願いしたい。リハは、今の国の制度の中で、維持管理が財政的な問題で難しくなっている。実際、特定診療の中で減っているのですから、府として助成なり今後のあり方をどう考えているのか。

【保健福祉部長】 診療報酬料の評価ですから、国が実態をしっかりと見て、見合ったものとしてもらうことが重要。そのために、私どもは要望もするし、関係者の意見を聞きながら、必要な意見は申し上げていきたい。

また、12月末の通知だが、通知の中では、今回の日数制限についても対象から除外される疾患がある。例えば、頭部外傷や神経性の難病、こういうものについてきちっと周知が徹底されていないと言われており、これも徹底したい。

【久守】 状態の改善が期待できる場合は日数上限を適用しないという通知だが、それ以外にも普通の高血圧や労災で怪我をされた人も、本当に長時間の治療が必要な訳で、それらの方は、長時間で少しずつでも回復するということで、日数制限を適用しない方向で検討するよう検討してほしい。

松尾孝（日本共産党、京都市伏見区）

医師確保対策について

【松尾】 医師確保対策だが、昨日、医大学長の答弁で、21病院に325人を派遣することが可能となり、一人もかけることなく現状維持ができるという答弁だ。問題の舞鶴医療センター、昨年3名の産科のドクターがおられなくなった、また、福知山市民病院、綾部市立病院への派遣を綾部に一本化したらどうかという話しが出て、現地は正月以来問題になっているが、これらの問題はカバーできるのか。

【保健福祉部長】 舞鶴医療センターは、私どもの、できるだけ早い時期にその機能を回復したいとの立場で、府立医科大学はじめ、国立病院機構とも相談しながら、何とかしたいと全力をあげているところ。今回の対応では、そこには見通しは立っていない。なんとか、早期に確保したい。

福知山、綾部は、私ども色々な情報があり、混乱したようだが、両病院できちっと産科が確保できる見通しを立てている。

【松尾】 今回の予算措置で、病院、医大で30名の助手枠が設けられているが、325人の現状維持ができた中でその枠を活用しての人数はあるのか。あるなら何人か。

【保健福祉部長】 今回の病院助手枠20名、助手枠10名は、医師確保の中心となる医大における医師

の確保をしっかりとしなければならないということで今回予算をお願いしており、その事により地域医療に貢献していただく医師の底上げをしながら、北部の医師の確保をしていただきたいということで、30人増えたから30人増えるということではない。今後、個々の教室の人事を学長がコントロールしながら確保していただく予定。

【松尾】 北部方面で53人の医師バンクに対する求めがあるわけで、鋭意努力をして、医師不足対策、万全の措置を講じていただくことを要望しておく。

畑川ダムに関連し、京丹波町旧瑞穂町の水道事業計画について

【松尾】 京丹波町旧瑞穂町の水道事業計画について、昨年12月議会で聞いて、保健福祉部生活衛生室で審査をし、認可をした計画ですから、6000人の人口増、それに伴う1600トンの水需要増は間違いないか、その通りだと判断して事業認可したのだなとお聞きしたら、その通りだ、慎重に審査したということでございまして、改めて確認するが、その通りでよいか。

【保健福祉部長】 平成15年11月の公共事業再評価委員会の審議で、私ども認可にあたりまして改めて審査をして認可を下者であります。

【松尾】 では、6000人の人口増について、間違いないと部長今も判断されているのですね。

【保健福祉部長】 6000人の人口増については、委員も承知のように、私ども未入居団地がある中で、アンケート調査にもとづき、また、一方で将来国道27号バイパス等幹線整備と言うことも含めて、町からそういう見通しがあり、私どももそういう見通しに立って認可したものの。

【松尾】 アンケート調査結果をふまえて総合的に中長期的に判断との答弁を昨年12月府議会でいただいているが、どう考えてもそのようにはならない。仮に間違いなくなると言うのは誤った判断と私ども考えるので、府として納得できる説明責任を果たすべきだ。

アンケート調査と言うが、表現はまずいが、ズサンな調査だと思う。570人あまりが家を建てる意志を持っていると断定して、回答数の中で割合を出して、36%ほどが、社会資本の整備が進めば、そこに家を建てるとして、それを、7000ほどの空いてる区画に単純に欠けて、2000軒ほど家が建つ、人口は6000人となっているわけだ。どう考えても、今の社会情勢の中では起こりえないと私ども判断をせざるを得ない。

時間がないので、問いはしないが、これをもとにダム計画はあるのですから、引き続きしかるべき場所で正してまいりたい。

● 他会派議員の行なった「医師確保問題」での質問への府立医科大学長の答弁

【府立医科大学学長】 今年予算を組んでいただいた件で、この4月1日の人事、具体的にはですね、今、局長が説明していただきましたように助手、あるいは病院の福祉というようなポジションを作っていただいたということで、現在のところ、現在の人員は全員確保できているという状況になりました。従いまして、現在、府内21病院合計325名の医師を京都府立医科大学から4月1日付けで派遣が可能になっているのが現状でありまして、今のところ、1人も欠けることなく現状を維持できるように現在の段階ではなっております。これがまあ、対費用効果といえますか、今後もずっと続けていかなければならないことだと思います。

もうひとつ加えて、学生を、医学生を地域医療を理解してもらうために4月1日から全員、グループに分けて地域の医療に、という年間2400万の予算でそのような形を現在組んでおります。この若い医師が将来、地域の医療の理解をして、自分が地域医療で働いてやろう、ということを期待して、現在若手の教育、学生の教育にむかっているのが現状でございます。

2007 年予算特別委員会 **知事直轄組織** 書面審査 2007 年 2 月 19 日

● 知事直轄組織の審議の内、日本共産党委員の質疑等の概要をご紹介します。

質疑を行なった議員（発言順）

角替豊（公明党、京都市南区）
多賀寛志（自民党、宮津市・与謝郡）
渡辺邦子（自民党、京都市伏見区）
熊谷哲（民主党、京都市右京区）
松尾孝（日本共産党、京都市伏見区）
前窪義由紀（共産党、宇治市・久御山町）
新井進（日本共産党、京都市北区）

松尾孝（日本共産党、京都市伏見区）2007 年 2 月 19 日

広域振興局の地域振興計画、地域戦略推進費について

【松尾】 地域戦略推進費 5500 万が計上されているが、振興局がスタートし、地域振興計画の取り組みが始まって 2 年。振興計画に基づいて総合的戦略的な視点に立って地域作りを進めるとなっているが、5 乃至 6 項目が列挙されているが、どうもピンとこない点があるので説明を聞かせてほしい。

【井上理事】 広域振興局については再編後 3 年が経つが、再編後にそれぞれの地域の特性を活かし地域振興を図るという観点から、それぞれの広域局において計画を策定した。その計画についてはそれぞれの地域の特徴を活かして、その地域を振興していこうということで、それを具体的に推進するための経費ということで、17 年度・18 年度と予算化してもらった。来年度、引き続き、地域戦略推進費ということで 5525 万をお願いをしているが、来年度においては、地域力の再生ということも京都府の大きな視点という中で、各局 1000 万の 5000 万の予算だったが、若干増額もお願いする中で 5525 万の予算をお願いしている。具体的には、各局においては、山城については宇治茶の里づくりを中心に事業を推進しているし、南丹だと異業種交流なんかを中心に事業の展開をしている。中丹だと由良川というのをキーワードに事業を推進しているし、丹後では豊かな自然を活かした観光といったものを中心にそれぞれ事業を推進している中で、引き続き、来年度も地域戦略推進費ということで予算をお願いしている。

【松尾】 去年は各振興局、横並び 1000 万ということで、いくらかメリハリつけてということなのかもしれないが、知事直轄で、知事公室でどうしてこれをこういう形で進められなければならないのか。あるいは、総合的戦略的視点というが、その辺がもうひとつピンとこない。この辺はどう考えるか。

【井上理事】 振興局の予算は、地域戦略推進費としては 5500 万だが、それだけではなく全体的に道路網整備とか産業振興とかいろいろな点を含め総合的に執行しているのでご理解いただきたい。

【松尾】 総合的戦略的視点と銘打って振興局でやっていくと。実際に現場に行くと縦横ないわけで、例えば健康づくりなら保健所がやるということで、保健所は独自に取り組んでいるが、それに上乗せした形でやるわけで、総合的というが、だいたい局では縦に上乗せしてという形で執行されるわけで、あんまり意味がないのではないかな。あるいは戦略的というが、そういう以上、振興計画を推進してくれれば対極的というか、例えば南丹ならお茶をあげるのはわからなくはない。ところが丹後でどう振興を図っていくかという点で、北西開発の畑地の農業振興をどうするのかということはまさに戦略的位置づけの視点ということになると思う。お茶についても、面積の拡大をしたいと、山城ではとてもできないから丹後で北園に入れようということでやっているわけで、お茶だって丹後で戦略的にやって行こうという考え方が出て当然じゃないかと思うが、その辺についてはどう思うか。

【井上理事】 基本的にはそれぞれ振興局に各部がある。建設も農林もある。そういった事業費は別途予算があり、戦略推進費というのはそれに上乗せという形ではなく、各事業の縦糸をつないでいくような横糸のような予算というようなものではないかなと思っている。

【松尾】 考え方として説明のようなところがわからないわけではないが、実際の直で執行に当たっているところでは、縦に上乗せしてという形が出てくる。そうでないものもあるかもしれないが。あえて知事直轄で、知事公室でこういったことをしなくても、振興局によく考えて積極的に、戦略的にやれということで、文字通り上乗せして直で具体化してもらおうというやり方も十分あるんじゃないか。振興計画の推進について知事公室、本庁から方向性なり指針という意味合いでやられるのかとも思うが、その辺はやっぱりはっきりしない。事業によっては20万とか80万とかのものもあるわけで、縦糸と横糸を紡いでとおっしゃられるが、どうもはっきりしない。ずっとこういうやり方でやって行くのか、改めて、お茶の件で言ったが、お茶の振興という見地からもっと戦略的な方向というのも考えられると思うが、どうか。

【麻生副知事】 もともと振興局が出先といわれた時代があった。ずっと市町村からの経営機関であったわけだが、今やはり地域機関として自ら考え、市町村と一緒に地域づくりをやって行こうという機関に変わりつつある状況だと思う。その中で、知事室がこの事業を所管しているが、戦略的に考えるのは振興局そのものなので、今そのような形で事業を展開している。しかも、農林の関係であれば農林部とも連携をして、ひとつの例として南丹でおしゃれ観光というのをやっているが、これは商工部とも連携してやっており、非常に大きな成果が上がっているということなので、まさのそういう中で所管等が決められるということです。

【松尾】 ここに列挙されている事業を具体的には知事公室で考えあげているということでは初めからなくて、振興局なり、あるいは本庁の農林、土木、その他関係のところとよく協議をされ、丹後地域はこれとか、山城はこれとかというふうになってあがっているとは思いますが、そういう意味で方向性なりを知事直轄のところで、言わば知事や副知事のところでこうやれというようなことをおっしゃりたいのか、よくわからないが、今後のあり方についてはもっと検討してもらう必要があると思う。副知事どうか。

【麻生副知事】 私どもが考えて指示をしているということではなくて、広域振興局が自ら考えて、市町村や地域の方々と協議をする中で戦略的に取り組んでいるものです。

【松尾】 よく検討していただくよう要望して終わります。

前窪義由紀（日本共産党、宇治市・久御山町）2007年2月19日

職員採用における国籍条項の撤廃問題

【前窪】 職員採用における国籍条項の撤廃問題について。現在、国籍条項を撤廃している自治体として11の府県、15の政令市、ちなみに兵庫県は全部の市町村が撤廃しているということがホームページ上に出ているが、外国人に対して門戸を開く自治体が増えているという状況である。本府としては都道府県、あるいは府内市町村の撤廃の実施状況についてどのように把握しているのか。

【職員長】 京都府としては45職種のうち28職種で国籍要綱の要件をはずしている。ただ府内の市町村については所管外なので把握していないのでご了承してほしい。

【前窪】 他府県の実施状況をどう把握しているか。加えて、28職種は実施をしているということなので、28職種で何人おられるのか。

【職員長】 外国籍の方の採用状況は14名です。医師や看護師とかです。

【前窪】 府として他府県の実施状況をどう把握しているのか。

【職員長】 私どもの調査では11府県が一般行政職のうち、制限付ではあるが国籍要件を撤廃していると

いう情報を把握している。

【前窪】 28 職種で 14 名を雇用されているということだが、外国籍であるがための支障を及ぼしているというようなことはあるのか。

【職員長】 45 職種のうち 28 職種というのは学術とか医療技術などの専門的な職種ということで、医師や看護師が多くおられるが大いに力を発揮してもらっている。

【前窪】 京都府として門戸を開くことは重要だと考えている。サミットなんかも誘致をするということで一生懸命やっておられる。また、国際都市ということで世界的にも京都は非常に知名度も高く、存在そのものが非常に評価されているので、この際、決断すべきときにきているのではないかと思う。これについて答弁をお願いしたい。あわせて、本府の外国人の登録者数と定住外国人の方は現在何人おられるのかお聞かせください。

【職員長】 私どもは一般行政職とか警察官の方等については国籍要件を設けている。一般行政職の場合に国の見解もあるように、公権力の行使等に携わる者という国の指導もある。そういった中で、それを十分にせいっぱい対応している。ただ、他府県の場合に 11 府県があると紹介したが、ここも職種とかポストをかなり制限して設けているということで、こういことが良いのかということも議論が今後あるということです。国のほうでも、さらにはこの間の最高裁の判決でも国家試験云々という中での話ということであり、今後、十分に国のほう等々で議論されるというのが正しいあり方ではないかと考えているので、十分に国の動き、さらには公務員制度改革の中で議論が出るかもしれない。そういうことで十分にその点注視したいと考えている。

【前窪】 今答弁されたのは、一般職に対応していないのは当然の公理としてという国の示しているところですね。公権力の行使や公の意思形成への管轄に携わる公務員には日本国籍が必要という政府見解を本府もまるごと踏襲しているということだが、しかし、11 の府県ではそれを外して、一般職種にも門戸を開いているという状況が増えているだけに、ぜひ検討すべき課題だと。国任せにははいけないと思うが、本府としてやはり検討すべきだということについて答弁を求めたい。先ほどの人数の答弁もお願いします。

【国際課長】 京都府内における外国籍府民の登録者数は、平成 18 年度の 10 月末で 5 万 4 千 698 人という数字が出ている。そのうち特別定住者の数は 3 万 2 千人余りという数字が出ている。

【職員長】 京都府としても国の考え方を尊重して慎重に対応していきたいと考えている。

【前窪】 定住外国人の方も含めて人数を伺うと相当多いということです。当然、税金も納めておられる。あるいは、その子どもたちは京都で成長していく。そして、仕事に就かれる。こういうことであるので、京都府として十分検討に値する課題だと思うが、麻生副知事どうか。検討すらしめないのか。国にお任せなのか。

【麻生副知事】 職員長もお答えしたように公権力の行使等の問題もあるので、私は、法律によってきちんとやって、いろんな議論があるのは事実で、いろいろな考え方があるのも事実だが、そういうことがきちんとできるような法律をすべきであると考えている。

【前窪】 国に対して法律改正の要望はするのか。

【職員長】 今後、国のほうで統一的な改革で法律で明確に規定するというのが適当だというふうに考えている。

【前窪】 要望してほしい。そういう考え方であるならば、少なくとも国へ要望すべきだと指摘しておくのと、やはり本府が自主的に考えるべき時だと思う。地方の時代だと知事は盛んにおっしゃっているわけだから、地方が国を動かすということだ。知事は再三そういうことを言っている。まさにこの件はそのものだと言っている。ぜひ指摘をしておきたい。

総合庁舎等の自家発電整備について

【前窪】 次に、総合庁舎整備費の中で振興局等の自家発電整備に関する経費が出ているが、以前から指

摘しているが、災害の防災拠点になる公の施設、これについては災害に強いものにしなければならないと思っているし、指摘もした。振興局なり土木事務所なりに使っている以前の振興局の庁舎は、たぶん、ほとんど自家発電は地下にあると思う。地下にあるがために水没されると使えない状況が生まれるから改善すべきだと思うが、今回の予算は何を目的にしてやられるのか。今後の計画について伺います。

【井上理事】 19 年度予算をお願いしているのは、綾部の庁舎における自家発電の整備で、土木事務所に自家発電を設置しようとしている。今後についても、20 年度以降順次、整備を進める予定です。

【前産】 具体的に聞くが、整備するというのはわかるが、どう整備するのかを聞いている。地下に自家発電があるのを地上に上げるのか、あるいは水没しないような対策をするのか。そういうことをやらなければならない旧総合庁舎が少なくとも 1 2 あるわけですね。その部分で、そういう対策をしなければならないのはいくつあるのか。その改修計画はどうかを聞いている。

【井上理事】 今回お願いしている予算については、現在、綾部の本局のほうで 3 キロボルト、それから保健所のほうで 5 キロボルトアンペアの発電をより能力を高めるということで、発電能力を 40 キロボルトアンペアにする内容です。

【前産】 時間がなくて明瞭に答えてほしい。私が指摘しているのは、地下に自家発電があって問題だと認識しているが、1 2 のところは全部そうなのか。対策が必要なのはそのうちいくつなのか。今回の予算でそのことの対策はやられるのか。こういうことを聞いている。

【井上理事】 発電機が地下にあるということで全てがまずいということではないと理解している。整備すれば十分に対応できると考えているし、そういう中で、今回のものは、それぞれ施設に応じて発電容量というか機械の状態が違っているので一律これだけの容量がいるというわけではない。それぞれの庁舎の電気容量に応じて整備をして行くということで、今回は 3 キロボルトなり 5 キロボルトを必要な 40 キロボルトアンペアに整備をするということです。

【前産】 資料の要求だけお願いしたいと思います。いわゆる 12 の振興局、それから振興局管内で防災拠点になっている保健所、土木事務所等があるが、対策の必要なところと必要でないところの資料の提出をお願いしたい。

【井上理事】 12 のうち丹後の峰山、中丹の舞鶴、南丹の園部、山城の宇治、山城の乙訓については必要最小限の電力があるので整備をする予定はありません。それ以外の 6 庁舎について順次整備をすることで考えていて、来年、中丹の綾部庁舎について整備をお願いしている。

新井進（日本共産党、京都市北区）2007 年 2 月 19 日

職員の休息時間の廃止について

【新井】 29 号議案に関わって伺います。29 号議案では、休息時間を無くし、昼休みの休憩が 45 分間になる訳だが、人事院の勧告で資料がついていたと思うが、民間の事業所の場合、昼の休憩時間はどれぐらいとっているのかということと、1 日の労働時間を何時間にしているの教えてほしい。

【職員長】 私の知る限りでは、人事委員会の資料で民間の勤務時間のトータルは 7 時間 45 分と記載があると把握している。休憩時間は 45 分、1 時間か、ちょっと今、資料が手元にありません。

【新井】 1 日の労働時間は 7 時間 45 分、休憩時間は 56 分という数字が出ている。しかも 6 割が大体 1 時間という休憩時間をとっている事業所がほとんどだが、だいたい普通、民間準拠ということで労働条件についてはやってきた訳だが、この分野については民間準拠にならずに、逆に従来の、休息だが 15 分削るということになる訳だ。なぜ民間準拠にならないのかというのがひとつわからない。

それと、1 時間の休憩時間があって昼食を食べ、一定のリフレッシュをする時間があってという、職員の仕事に対する集中力等を含めて保障してきたと思うが、45 分にした場合の影響という点では、職員の健康管理上やそういうことも含めてどのように見ているのか。

もう一点は、岩手県が1月から45分にしようだ。そうしたら、先日、周辺の商店街が県庁に陳情に押しかけた。というのは、周辺の商店街の売り上げが、特にランチタイムの売り上げが半分に落ちたということで、そういう影響が出たという話が報道されているが、職員の健康状態の問題等含めて、これについて影響についてどう考えているか。

【職員長】 民間準拠という中において、休息時間が公務員特有のものだということで、国の方で廃止されたわけだが、それに都道府県も各公共団体も、休息時間については勤務時間カウントということなので、これは廃止しようということになった。その中で45分と1時間問題というのが当然ある。国のほうでは1時間のところもあるが、45分のところもある。その中で私たちは、職員にアンケートもとって、その問題について議論させてもらったが、多くからは45分、いわゆる勤務時間が5時15分に終了するということが、今までのライフスタイル等から好ましいというような数が多かったということもあり、最終的に職員の方々とも議論する中で45分を選択したということで、健康管理については色々と健康管理対策をやっているんで、そういった中で十分万全の体制をとるということで、この件については頑張りたいと思う。

ご近所の影響だが、私どものほうは直接そういった話は伺っていない。そういうことで、今後ともきっちりとした勤務時間管理に徹したい。

【新井】 休息時間は公務員特有のものだというのはわかるが、逆に言えば、例えば休憩時間が45分だが、民間は1時間と。そして労働時間が京都府の場合8時間だが、民間で7時間45分というふうに見れば、あと15分休憩時間を延ばして労働時間を7時間45分にしても選択肢としては民間準拠ということでは成り立つ話です。5時15分に終わるのか、5時30分にするのかというところでアンケートをとられたのかは知らないが、実際的にはこういう形で処理できるわけだから、国の法の関係もあって京都府だけ特別にやれという話は簡単にはいかない面もあると思うが、その点は今後の検討としては進めてほしいと要望しておきます。

ただ、そうすると5時15分で8時間の勤務になるわけです。8時間の勤務になると、今の労働基準法でいわゆる1時間の休憩を与えなければならないというのが出てくる。そこを45分しか与えていないとなると、5時15分を超えて残業したり、会議をやっているという場合には労基法違反になるわけです。その問題についてはどうするのか。

【職員長】 5時15分になった段階で15分間を、いっせいに与えるということで徹底していくつもりです。京都府の場合はすでに5時15分で終了ということで、言った後に15分の休憩をとらせて、その後時間外をするということであれば、事前の命令のもとに時間が浮くということで徹底を図っていて、ただ、十分にこの徹底については所属を通じて、職員の健康管理の問題もあるので徹底を図っていきたい。

【新井】 大阪市が労働基準法違反で書類送検をされた。5時15分から30分の間の仕事をさせていると。京都府でも実態的にはできるだけ早く帰ろうと職員が思えば、結局15分から30分も仕事をして頑張るという話、また会議でも5時15分でピタッと終わるところは少ないわけで、会議が延長するということだって起こるわけで、そういうになってくるとそれこそ労働基準法違反だということになる。そういう点では勤務時間そのものの決め方のところで、昼の1時間の休憩をとるということなり、7時間45分の勤務時間にすることなども含めて検討していけば今の問題なんかも解決していくわけで、その点は今後の問題として要望しておきます。

職員の残業・長時間労働問題

【新井】 もう一点は残業問題についてだが、職員組合のアンケートなんかを見ていると、過労死ラインと言われている8時間を越えて残業するという職員がなんぼかあるわけです。実際に80時間も超えるような残業をしているような職場については、知事直轄として掘っているのか。

【職員長】 例えば、月100時間というようなことで数字があるわけだが、17年度の数字の中で各所属

単位でも出ているが、全体としては 111 名の者が年間の中で、どこかで 100 時間を超えたというものがある。所属的には、知事直轄とか財政課なんかを抱えている総務部あたりは、111 人のうちの半分近くがそこに当たっているということで、これは仕事の性質上、どうしても通常のルーティンをやった後にヒアリングを受けたりするのが財政なり、人事の場合は多いという仕事の関係があるのかなと思うが、それでやっていたはだめなので、やり方についても今後考えていかなければいけないということで、工夫もしてみたいなと思っている。

【新井】 総務部なり知事直轄ということだが、今回 170 名の人員削減をされるということで、今後さらに 1000 人余りの削減をしていかなければならないという時に、この間言われているのは、主には、いわゆる庁内的な事務の分野を削減していくんだと。そうすると今の残業が一番多い職場のところを一番人員削減をするという矛盾した話になるが、その点は処理できるのか。

【職員長】 定数削減については、どうしても今やっている総合事務の集約というのがある。それと、全体として予算のシステム等だが、人事のシステムも含めていわゆる内部管理的な部分については、それぞれバラバラであったのを 1 か所に集めましょうということでの削減ということなので、仕事が 1 か所に集まることよってのスキルメリットというか、そういうことで削減していこうとしているので、そのためにさらに厳しくなるというふうには考えていない。今後とも事務の工夫なりをして、きっちりと対応していくということです。

【新井】 職員アンケートの中で、過労死の不安を感じたことがあるというのは 21.3%に上っているわけです。正直言って、こういう職場があるというのは一刻も早く解決しなければならないと思う。同時にもう一方で、いわゆる職場の厳しさを解決しようと思ったら、人員の拡充が伴わないとできないと答えている方も 6 割おられる。確かに事務の合理化等で人員削減ができるかのようになるし、当然それでできる分はしてもらったらいいわけだ。しかし、先に 1500 という目標があって、それをやるためにとにかく減らせるところを減らしていく、その結果、過労死するかもしれないという不安を職員に与えているようでは、これは適切な労務監査とは言えないと思う。

同時に、我々の耳の中にも超過勤務は夜 8 時までにはつけないように言われているとか、そういう話すら入ってくるわけなので、そういう点では職員の健康管理の関係では万全を期してもらって、先ほど言ったように休憩時間も縮めるは、人数も減っていくは、残業手当もつけられないはと、これでは話にもならないと思う。この点の改善を求めて終わります。